



けんこうだよ

平成30年度特定健診の結果から氷川町の変化をみてみました

町では、国民健康保険加入者の健康の保持増進を図るため、効率的かつ効果的な取組みができるように平成30年から令和5年までの6年間分の「第2期氷川町データヘルス計画」を策定しています。そこで、平成30年度の特定健診のデータから、目標までどのくらい達成できたか整理してみました。

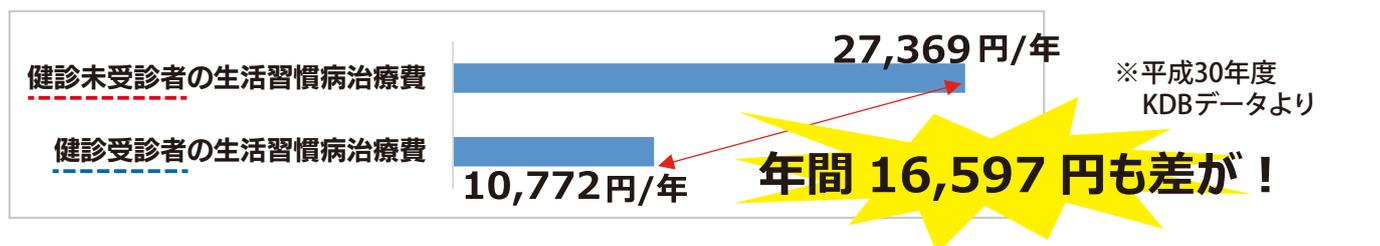


【目標値】

※データが目標より良くなったものを青、悪くなったものを赤で表示しています

課題解決のための目標	平成28年度 (初期)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (目標)	令和5年度 (目標)
特定健診受診率60%以上	49.4%	54.5%	57%	60%
特定保健指導終了率60%以上	89.7%	97.9%	90.5%	92.5%
保健指導対象者の減少率3%	12.9%	10.3%	11.4%	9.9%
虚血性心疾患医療費に占める割合0.3%減少	1.61%	1.5%	1.51%	1.31%
メタボ・予備軍の割合減少10%	29.4%	12.2%	24.4%	19.4%
健診での高血圧の割合1%減少 (血圧160/100以上)	4.9%	3.4%	4.4%	3.9%
健診での脂質異常者の割合1%減少 (LDL180以上)	2.9%	3.2%	2.4%	1.9%
健診での糖尿病有病者の割合増加抑制 (HbA1c6.5%以上)	11.0%	12.1%	11.0%	11.0%
HbA1c6.5%以上の人が翌年 維持減少した者の割合	53.2%	74.1%	56%	60%

平成28年度と比較して虚血性心疾患の医療費が約1,000万円、透析の医療費が3,000万円下がりました



年に1回の特定健診は令和2年1月31日(金)まで受診できます！

【お問い合わせ】 町民課 保健予防係 (健康センター内) ☎0965-52-7154

令和2年3月31日(火)まで！

氷川町住宅リフォーム等促進事業の熊本地震の一部損壊住宅の特例措置について

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、町内の住宅リフォーム等促進事業登録工事店に依頼して住宅リフォームなどの工事を行う場合、その経費の一部を補助しています。

この事業は通算で1回しか助成を受けることができませんが、平成28年熊本地震で被害を受けた住宅で、町が発行するり災証明書において「一部損壊」の判定を受けた住宅については、通算で2回まで(ただし、同一年度内の申請は除く。)助成を受けることができます。補助内容は、工事経費の20%(上限20万円)です。この特例措置は令和2年3月31日までで終了しますので、申請を希望される人はご注意ください。

◆対象者・対象住宅

- ①本町に住民登録をしており、対象家屋に居住している人
- ②本人または配偶者、どちらかの親または子が所有し、自己が居住している町内の住宅
- ③店舗など併用住宅の場合は居住部分のみ、マンションなどの自己占有部分

※アパートなどの貸家、借家は対象となりません。

◆一部損壊住宅の特例措置

- ①通常のリフォーム事業で1回、一部損壊のり災証明書添付によるリフォーム事業で1回となります
- ②対象となる改修費用が10万円未満でも対象とし、町税などの未納の有無は問いません

☎ 地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2311

◆対象工事

- ①リフォーム工事(増築・改築・補修・設備改善など)および空き家の解体工事
- ※増築の場合は既存建物の面積を超えないこと。
- ②年度内に工事が完了し、工事代金の支払いができること

◆対象とならないもの

- ①土地の購入および造成に係る費用
- ②広告、看板などの設置に係る費用
- ③外構工事などの住宅本体以外に係る費用
- ④合併処理浄化槽の設置および管路工事に係る費用
- ⑤家電製品、給湯器、エコキュート、家具、車庫や物置の設置・撤去、植木伐採処分など
- ※必ず工事着工前に申請書をご提出ください。

令和2年5月13日(水)まで！

平成28年熊本地震被災者生活再建支援金に係る「加算支援金」の申請について

◆加算支援金とは

平成28年熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に、住宅の再建方法(新たに住宅の建設・購入、補修または賃貸)に応じて支給する支援金です。

◆対象世帯(いずれかに該当する世帯)

- ・居住する住宅について、「全壊」または「大規模半壊」の被害を受けた世帯
- ・居住する住宅について、「半壊」の被害を受け、倒壊の危険防止などでやむ得ない理由により全部解体した世帯

◆申請期限 令和2年5月13日(水) ※土日祝日を除く。

◆必要書類 被災者生活再建支援金申請書、再建先の契約書の写し

☎ 福祉課 福祉係 ☎0965-52-5852

